

南越前町災害時要援護者 避難支援計画



平成20年12月 作成

南越前町

第1章 基本的な考え方	
1 趣旨	3
2 位置づけ	3
3 構成	3
4 避難支援体制の整備方針	3
(1) 対象者	
(2) 対象災害・地域	
5 関係機関等の役割	5
(1) 町の役割	
(2) 区の役割	
(3) 民生委員・児童委員の役割	
(4) (福)南越前町社会福祉協議会の役割	
(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	
(6) その他福祉関係団体等の役割	
(7) 消防本部(消防団含む)の役割	
(8) 警察署の役割	
(9) 県防災担当課の役割	
第2章 要援護者情報の把握・共有	
1 要援護者台帳の作成	8
(1) 要援護者台帳の目的	
(2) 要援護者台帳の対象者	
(3) 収集する内容	
2 個別計画の作成.....	9
(1) 個別計画の目的	
(2) 個別計画の対象者	
(3) 計画する内容	
3 個人情報の保守.....	9
4 要援護者台帳及び個別計画の提供、管理	9
(1) 要援護者台帳及び個別計画の提供先	
(2) 要援護者台帳及び個別計画の適正管理	
(3) 要援護者台帳及び個別計画の更新	
5 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	10

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備	
1 避難支援の実施体制	1 1
(1) 町における避難支援体制	
(2) 地域における避難支援体制の整備	
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備	
(4) 社会福祉団体等との連携	
2 情報伝達体制の整備	1 2
(1) 要援護者への情報伝達	
(2) 避難支援者への情報伝達	
(3) 避難支援関係機関への情報伝達	
3 要援護者の避難支援方法等の普及	1 4
4 避難支援訓練の実施	1 4
5 安否確認情報の収集体制	1 4
(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集	
(2) 避難支援者からの報告	

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

町は、風水害、地震や国民保護に関する事態の災害に備え、自ら避難することに支障がある危険性の高い災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、災害時要援護者避難支援計画（以下「避難支援計画」という。）を作成する。

2 位置づけ

避難支援計画は、防災における基本計画である南越前町地域防災計画の中の要援護者対策のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

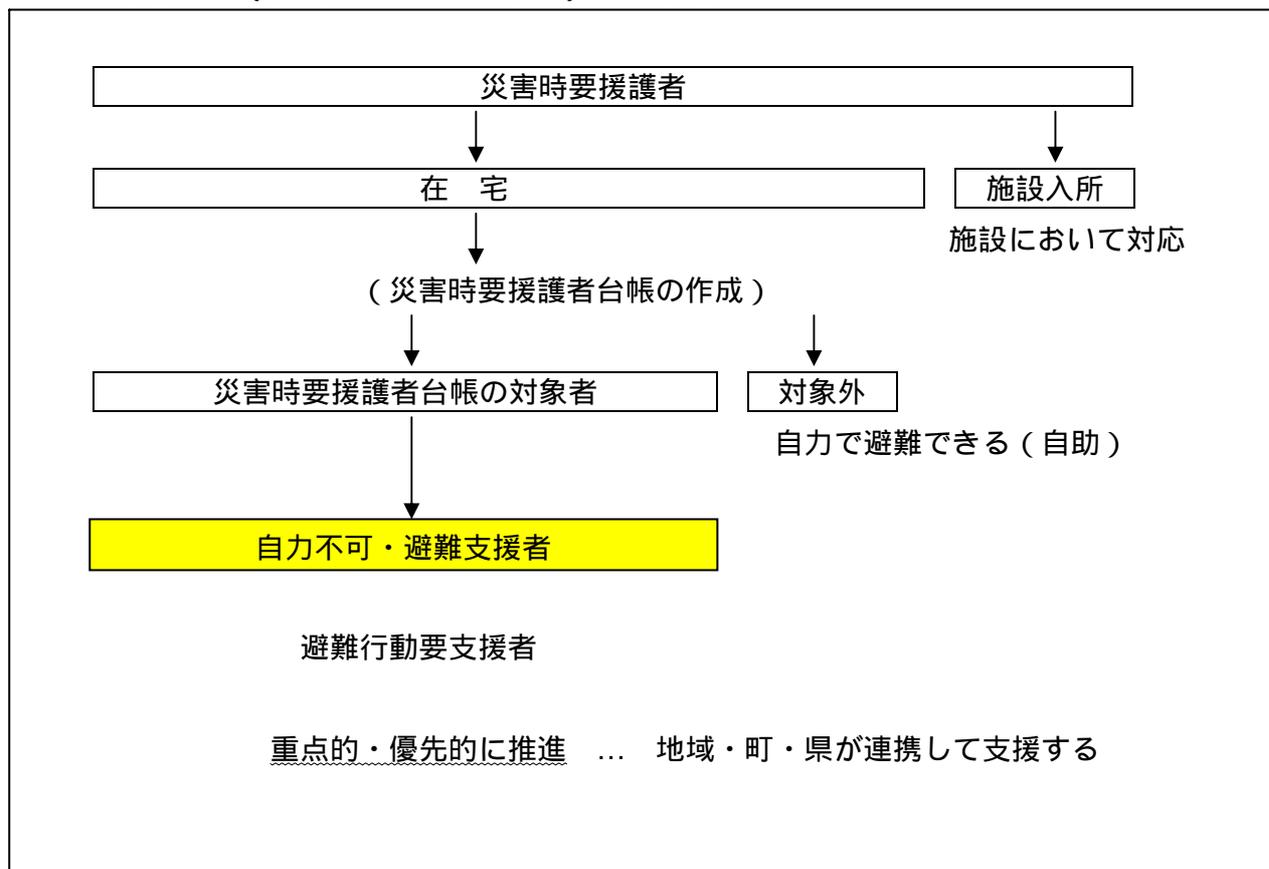
避難支援計画は、個々の要援護者の状況を把握した上で要援護者の避難支援に関する「全体的な考え方」について定める。

4 避難支援体制の整備方針

（1）対象者

要援護者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、重点的・優先的に進める。

避難支援計画（個別計画作成の場合）の対象者



(2) 対象災害・地域

避難支援計画は、風水害、地震、火山噴火や国民保護に関する事態等全ての災害を対象とし、対象地域は、町全域とする。

5 関係機関等の役割

(1) 町の役割

< 平常時 >

- ア 高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づき作成する災害時要援護者台帳（以下「要援護者台帳」という。）の作成及び自主防災組織、民生委員・児童委員等への提供
- イ 避難行動要支援者の把握と個別計画の作成（自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携して実施）
- ウ 個別計画作成のための同意の働きかけ
- エ 個別計画作成についての広報等
- オ 福祉避難所の指定
- カ 要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- キ 要援護者本人、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ク 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

< 災害時 >

- ア 災害対策本部の中に要援護者支援チームを設置
- イ 避難準備情報等の発令・伝達
- ウ 避難・安否確認の状況把握
- エ 避難所の開設・連携
- オ 避難所と連携した要援護者支援

(2) 区の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者台帳の共有（要援護者台帳の作成）
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 町の実施する個別計画作成への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する町への協力

< 災害時 >

- ア 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 要援護者への避難支援と安否確認への協力

(3) 民生委員・児童委員の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者台帳の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、要援護者への働きかけ
- エ 町の実施する個別計画作成への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する町への情報提供

< 災害時 >

- ア 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 要援護者の避難・安否確認への協力

(4) (福) 南越前町社会福祉協議会の役割

< 平常時 >

- ア 地域福祉の推進
- イ 個別計画作成のための同意について、要援護者や関係団体等への働きかけ
- ウ 避難支援者選定に関する協力

< 災害時 >

- ア 町災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

< 平常時 >

- ア 在宅の要援護者の個別計画作成のための同意への協力（通所）
- イ 在宅の要援護者の情報の変更・修正に関する町への情報提供（通所）
- ウ 在宅の要援護者の避難支援（移動手段）への協力（通所・入所）
- エ 避難先としての避難体制への協力（通所・入所）

< 災害時 >

- ア 要援護者の受入（通所・入所）

(6) その他福祉関係団体等の役割

< 平常時 >

- ア 個別計画作成のための同意について、要援護者への働きかけ
- イ 町の実施する個別計画作成への協力
- ウ 避難支援体制への協力
- エ 要援護者の把握調査への協力
- オ 個別計画の変更・修正に関する町への情報提供

< 災害時 >

- ア 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 要援護者への避難支援と安否確認
- ウ 要援護者の避難・安否確認への協力

(7) 消防本部（消防団含む）の役割

< 平常時 >

- ア 要援護者の避難支援方法等に対する助言

< 災害時 >

- ア 要援護者の安否確認、救援・救助
- イ 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力

(8) 越前警察署の役割

< 平常時 >

ア 要援護者の避難支援方法等に対する助言

< 災害時 >

ア 町が要援護者情報を提供した際における、要援護者の安否確認、救援・救助

イ 要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達への協力

(9) 県防災担当課の役割

< 平常時 >

ア 情報伝達体制の整備に関する助言

イ 個別計画作成に関する助言

ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する助言

< 災害時 >

ア 避難支援対策に関する総合調整

第2章 要援護者情報の把握・共有

1 要援護者台帳の作成

町は、把握している高齢者や障害のある人等の要援護者に関する各種情報に基づいて要援護者台帳を作成する。

(1) 要援護者台帳の目的

要援護者台帳は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の要援護者の全体把握
- イ 要援護者の把握調査
- ウ 災害時の避難支援及び安否確認
- エ 平常時の啓発及び防災訓練

(2) 要援護者台帳の対象者

一般に、高齢者や障害のある人等の要援護者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、被災リスクの高い要援護者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要援護者を対象として要援護者台帳を作成する。

	対象者
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
ウ	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者
エ	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第52条の規定により、自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者
オ	特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
カ	65歳以上の一人暮らし高齢者及び65歳以上の高齢者のみ世帯
キ	前各号に準じる状態にある者

(3) 収集する内容

要援護者台帳は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定めるものとする。

- ア 集落名
- イ 住所
- ウ 氏名
- エ 性別
- オ 年齢(生年月日)

- カ 電話番号等（FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス）
- キ 避難支援者

2 個別計画の作成

町は、把握している要援護者台帳に基づいて個別計画を作成する。

（１）要援護者台帳の目的

個別計画は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 災害時の避難支援及び安否確認
- イ 平常時の啓発及び防災訓練

（２）個別計画の対象者

個別計画の対象者は要援護者台帳に掲載した者とする。

（３）計画する内容

個別計画は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定めるものとする。

- ア 避難支援者
- イ 避難場所

3 個人情報の保守

町は、南越前町個人情報保護条例第 8 条に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「人の生命、身体、又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」及び「審査会の意見を聴いた上で、保有個人情報を利用し、又は提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。」に基づき、審査会の承認を得るなど適切な手続きを経て、以下の台帳等に搭載されている情報を要援護者台帳作成及び個別計画作成のために利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 自立支援医療費の申請受理簿

4 要援護者台帳及び個別計画の提供、管理

（１）要援護者台帳及び個別計画の提供先

町は、避難支援体制を整備するため、南越前町個人情報保護条例第 8 条に規定する個人情報の利用及び提供の制限の例外規定のうち、「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」及び「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要と認めたととき。」に基づき、審査会の承認を得るなど適切な手続きを経て、要援護者台帳を関係部課で共有するとともに、必要のある場合は条件を付して、区及び民生委員・児童委員、避難支援者、町社会福祉協議会および消防署に提供する。

要援護者台帳・個別計画の作成、共有

区分		町		自主防災組織	民生委員・児童委員	避難支援者	(福)社会福祉協議会、消防等の救援機関、社会福祉施設等
		福祉	防災				
要援護者台帳	作成			×	×	×	×
	共有					×	必要に応じ共有
個別計画	作成			協力	協力	協力	必要に応じ協力
	共有						必要に応じ共有

主に実施... 、実施...

(2) 要援護者台帳及び個別計画の適正管理

要援護者台帳の原本は町が保管し、副本は台帳の提供を受けた者が保管する。

要援護者台帳は「南越前町個人情報保護条例」の利用の制限の例外規定に基づくものであり、前項1の(1)の目的にのみ使用する。

また、要援護者台帳の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、町職員、区及び民生委員・児童委員、避難支援者、町社会福祉協議会および消防署など要援護者台帳を受けた者は守秘義務を厳守するとともに、要援護者台帳を保管する自主防災組織代表者などからは個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務の遵守に努めるものとする。また、情報共有者は、要援護者台帳の外部流出や目的外使用されないよう情報の適正管理を徹底する。

(3) 要援護者台帳及び個別計画の更新

町は、毎年、要援護者台帳の更新を行い、関係部課で共有するとともに、同項(1)と同様に区及び民生委員・児童委員、避難支援者、町社会福祉協議会および消防署に提供する。

5 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

町は、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の保有する要援護者の居住状況等の情報を関係部課で共有し、災害発生時には、安否確認、救出救助に活用する。

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

町は、要援護者の避難支援のため、災害時の業務実施体制及び職員配置等町の体制の整備、広報や訓練など下記事項について実施するよう努めるものとする。

1 避難支援の実施体制

(1) 町における避難支援体制

町は、災害時に、防災情報等に基づき、早い段階で要援護者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難準備情報が発令される等避難が必要な段階においては、要援護者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備える。

(2) 地域における避難支援体制の整備

避難支援者は、災害発生時に、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災組織へ連絡するものとする。また、自主防災組織に連絡が取れない場合や同組織においても支援が実施できないときは、要援護者支援チームへ連絡するものとする。

町、消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを通じた地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、避難支援者が対応できない場合は、避難支援者は、自主防災組織または要援護者支援チームへ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町などから提供される防災情報等に基づき、事前に、要援護者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際の迅速・確実な避難支援を行うよう努めるものとする。

(4) 社会福祉団体等との連携

町及び自主防災組織は、避難支援における社会福祉団体等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のある社会福祉団体等との連携に配慮する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要援護者への情報伝達

町は、防災行政無線のほか、音声告知機、放送事業者や広報車等様々な手段を確保し、要援護者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用も検討する。

また、発令された避難準備情報等が要援護者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

< 情報伝達手段 >

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機含む）
- イ 音声告知機
- ウ 放送事業者への情報提供
- エ ケーブルテレビへの情報提供
- オ 広報車、消防団及び必要に応じ警察車両等による広報

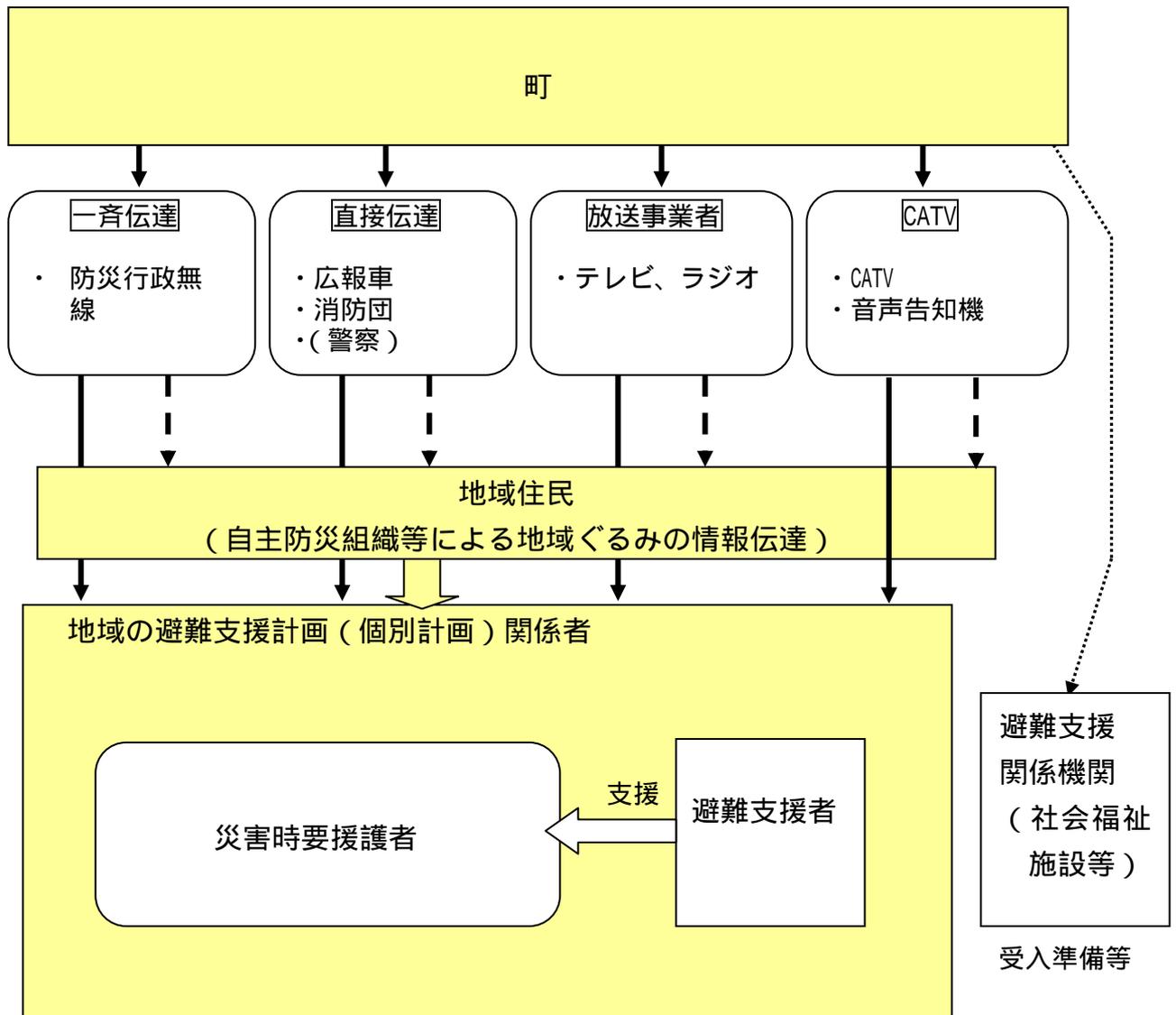
(2) 避難支援者への情報伝達

町は、前述の情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制などを使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要援護者支援体制の確保に努める。

災害時要援護者避難支援の情報伝達フロー



3 要援護者の避難支援方法等の普及

町は、(福)南越前町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織等に対し、要援護者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、要援護者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホ - ムペ - ジ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

町は、要援護者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、防災訓練等において要援護者の避難支援訓練を実施する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要援護者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、町では、要援護者支援チームが中心となり、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、要援護者支援チーム又は避難所に報告するものとする。